

「あおもり若者定着奨学金返還支援制度」広報業務に係る 企画提案募集要項

1 趣旨

この要項は、青森県（以下「県」という。）が「あおもり若者定着奨学金返還支援制度」広報業務を委託するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により委託先候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 委託業務名

「あおもり若者定着奨学金返還支援制度」広報業務

3 委託期間

委託契約締結日から令和9年3月24日（水）まで

4 委託経費上限額

6,161千円（消費税及び地方消費税額相当額を含む。）

なお、実際の契約金額は委託先候補者の選定後に、見積書を徴取して決定する。

5 委託業務の内容

別添仕様書案のとおり

6 企画提案応募資格

応募資格を有する者は、応募する時点で次の要件を全て満たしていること。

- (1) 県内に事業所を有する民間企業、NPO法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、事業協同組合、個人事業主等であること。
- (2) 青森県が指定する「役務の提供を受ける契約に係る入札参加資格」を有する者であり、業種W（広告）かつ格付Aに指定されている者であること。
- (3) 当該業務を企画遂行する十分な体制・能力を有していること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本県における一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (5) 青森県発注の契約に係る指名停止措置を受けていない者であること。
- (6) 法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (7) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む）や政党などを推薦、支持又は反対する目的の団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体や個人でないこと。

7 企画提案競技の方法

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式1）

イ 企画提案提出書（様式 2 及び付表）

ウ 企画提案書（様式任意 日本産業規格 A 4）

①実施管理体制

担当者・管理責任者等の実施体制、緊急時の体制及び情報管理体制等について記載すること。

②具体的な実施方法

仕様書 4 に記載の各業務内容における実施時期、対象、媒体、内容、方法、効果等について具体的に記載すること。なお、下記の特記事項に留意して提案すること。

- ・ 本制度の内容について、本制度の公式サイト「あおり奨学金サポートサイト」(<https://www.aomori-life.jp/syogakukin>)を確認し、理解したうえで提案すること。
- ・ 就職予定者向け実施内容においては、本県出身で仙台圏や首都圏の大学等に進学し、これから就職活動を始めようとする学生等を対象として広報を実施することで、就職予定者に対する制度の周知及び登録を促進し、大学等卒業後の U ターンや県内就職につなげることを目的とするものであること。
- ・ 就職予定者の親族向け実施内容においては、県外の大学等に進学した子を持つ母親等を対象として広報を実施することで、県内在住の母親等から県外在住の就職予定者への制度紹介を促進し、就職予定者の U ターンや県内就職につなげることを目的とするものであること。
- ・ 就職予定者向けチラシ等のメインビジュアルについては、話題性や拡散性が高まるよう工夫すること。
- ・ チラシの作成やインターネット・SNS 広告用動画等の制作については、単なる制度説明ではなく、本県への移住（特に U ターン）や県内就職を自分ごととしてイメージでき、本制度をはじめとした移住・就職支援制度の利用を促進し、移住や県内就職につながるような工夫をすること。
- ・ インターネット・SNS 広告の配信については、できるだけ多くの就職予定者やその親族に配信され、広告の視聴者を公式サイトに誘導し、登録を促進するよう、配信方法や回数等の工夫をすること。

また、2 回目の配信においては、1 回目の配信の効果検証を踏まえて、より効果的な配信内容・方法等により実施すること。

③広報スケジュール

業務完了までの全体的な広報スケジュールを記載すること。

④これまでの実績

過去に実施した類似の業務や活動について実績を記載すること。

エ 経費積算書（様式任意 日本産業規格 A 4）

提案する業務に必要な経費（消費税及び地方消費税を含む）について、合計額及び経費区分（人件費、交通費、諸経費等）を提示すること。

オ 提案者に関する資料

- 提案者の概要（会社案内や組織体制等）
- 会社は商業登記簿の写し、個人事業主は個人事業の開業届（控）の写し、各種法人は登記簿の写し、任意団体は団体規約の写し又はこれらの事項を証明するものの写し
- 貸借対照表及び損益計算書（直近2事業年度分）
※個人事業主の場合は青色申告決算書等

(2) 提出期限

- ア 質問書 令和8年6月26日（金）17時必着
- イ 参加表明書 令和8年6月30日（火）17時必着
- ウ 企画提案書等 令和8年7月6日（月）17時必着

(3) 提出部数

- ア 参加表明書 1部
- イ 企画提案書等 各6部（正本1部、副本5部）

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。
持参の場合の受付時間は、平日の9時から17時までとする。
メールやFAXによる提出は認めない。

(5) 提出先

下記の「12 問合せ・応募書類提出先」へ提出すること。

(6) 留意事項

- ア 提案は1者につき1提案とする。
- イ 提出された企画提案書は、委託先選定の審査にのみ使用する。
- ウ 企画提案書等の提出に必要な費用は提出者の負担とする。
- エ 提出された企画提案書等は返却しない。また、企画提案書の提出後にその内容を変更することはできない。
- オ 提出された応募書類の内容について、関係機関に照会する場合がある。
- カ 提出された書類は、原則として県に対する情報開示請求の対象文書となる。

8 審査方法

提出書類をプレゼンテーション等により総合的に審査して委託先を選定する。

なお、プレゼンテーションは令和8年7月9日（木）を予定している。応募が6者以上の場合、本プレゼンテーション審査の前に書類審査を実施し、5者以下によるプレゼンテーション審査を実施する。

実施の有無、開催日時、場所等については、別途、企画提案者に個別に連絡する。

[審査項目]

(1) 実施管理体制

- ・事業を確実に効果的に実施できる体制が整っているか。

- (2) 経費の妥当性
 - ・経費の積算は適切か。
- (3) 提案の全体像
 - ・事業の目的に沿っているか。
 - ・提案内容全体を通して齟齬がなく、実現可能性があるか。
- (4) 具体的な実施内容や方法
 - ・複数の媒体を組み合わせた効果的な広報が期待できるか。
 - ・就職予定者等に対する制度の周知及び登録を促進するための工夫が盛り込まれているか。
 - ・実施後の効果検証を適切に行うことが期待できるか。
- (5) 実施スケジュール
 - ・効果的かつ現実的なスケジュールが設定されているか。
- (6) 過去の実績
 - ・過去に類似の業務を円滑かつ効果的に実施しているか。

9 選考結果の通知と委託契約の締結

- (1) 選考結果の通知等
 - 選考結果は、採否を問わず全ての提案者に対して文書により通知する。
 - なお、審査結果に関する質問等は受け付けない。
- (2) 委託契約の締結及び権利の帰属
 - ア 選考後、委託先候補者と企画提案書等の内容をもとに、業務履行に必要な具体的な協議を行い、改めて見積書を徴取し、その内容を精査した上で随意契約による委託契約を締結する。
 - イ 委託契約は、地方自治法や青森県財務規則をはじめとする諸規程に基づいて締結する。
 - ウ 本業務により制作された動画等に係る著作権（著作権法第27条及び第28条の権利含む）、所有権、委託事業の成果等は青森県に帰属する。

10 応募に関する質問

- (1) 質問受付期限
 - 令和8年6月26日（金）17時必着
- (2) 質問方法
 - 質問書（様式3）に記入の上、下記の「12 問合せ・応募書類提出先」あて、電子メールで提出すること。
 - 原則、口頭（電話含む）による質問は受け付けない。
- (3) 回答方法
 - 質問書を提出した者あてに回答する。

11 スケジュール

質問受付期限	令和8年6月26日（金）17時
参加表明書の提出期限	令和8年6月30日（火）17時
企画提案書等の提出期限	令和8年7月 6日（月）17時
企画提案競技審査会	令和8年7月 9日（木）予定
選考結果通知、契約締結	令和8年7月中旬以降

12 問合せ・応募書類提出先

青森県こども家庭部若者定着還流促進課 UIJターン促進グループ
(県庁南棟4階)

住 所：〒030-8570 青森市長島1丁目1番1号

電 話：017-734-9174

E-mail：syogakukin-support@pref.aomori.lg.jp